

2017年12月26日

関係者各位

**貨物等省令第15条又は第18条に該当する工作機械関連のプログラム
及びその技術の内容について**

(一社) 日本工作機械工業会

貨物等省令第15条又は第18条に該当する工作機械関連のプログラム及びその技術の内容について、当会にて下記の通り纏め、経済産業省関係当局よりご理解を賜りました。

海外又は非居住者に対する、プログラム及びその技術の提供に際する該非判定にご活用頂きたくお知らせ致します。

記

1.貨物等省令第15条第1項第三号に該当するプログラム

(1)設計、製造のためのプログラム

貨物等省令第1条第十四号に該当する工作機械を設計、製造するための専用のCAD/CAM。

※実際には、各社は汎用のCAD/CAMを使用しており、専用のCAD/CAMは無い。

(2)使用のためのプログラム

貨物等省令第1条第十四号に該当する工作機械を使用するために設計したプログラムで、5軸輪郭制御工作機械を動作させるために必要な専用のプログラム

※規制対象となる機能（PA、輪郭制御等）の使用のために設計されたプログラムは存在しない。なお、一般的なCNCプログラムは、該当の工作機械を使用するために設計されたものではなく、数値制御装置を機能させるプログラムにつき、第15条第2項で該非判定を行う。

2.貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム

5軸輪郭制御が可能なCNCプログラムのうち5軸輪郭制御を司るプログラム。

※なお、マシンインターフェース用プログラムは数値制御装置を機能させるプログラムだが、同時輪郭制御プログラムではないため非該当である。

3.貨物等省令第 18 条第 1 項第三号に該当するプログラム

貨物等省令第 18 条第 1 項第一号イ若しくはロ、第 5 条第二号ロ（三）若しくはニ、第三号若しくは第五号に該当する工作機械専用の CAD（CAE プログラム）。例えば、上記の工作機械専用に準備された解析ロジック。

※実際には無い。

4.貨物等省令第 18 条第 1 項第四号に該当するプログラム

貨物等省令第 5 条に該当する工作機械を設計、製造するための専用の CAD/CAM。

※実際には、各社は汎用の CAD/CAM を使用しており、専用の CAD/CAM は無い。

5.貨物等省令第 18 条第 2 項第一号に該当するプログラム

貨物等省令第 5 条第二号、第三号又は第五号に該当する工作機械を使用するために設計されたプログラム。

【外為令別表中解釈における除外規定】

種々の部品を加工するための数値制御コードを生成するパートプログラム作成用のプログラムを除く。

※規制対象となる機能（UPR、輪郭制御等）の使用のために設計されたプログラムは存在しない。なお、一般的な CNC プログラムは、該当の工作機械を使用するために設計されたものではなく、数値制御装置を機能させるプログラムにつき、第 18 条第 3 項で該非判定を行う。

6.貨物等省令第 18 条第 2 項第二号に該当するプログラム

貨物等省令第 5 条第四号に該当する、非球形な光学的表面形状に加工するための工作機械（例：専用のレンズ加工機）とオンライン又はオフラインで接続されたコンピュータのコンピュータプログラム

※特定の部品（非球面光学部品）の表面座標点は、パートプログラムにより上述のコンピュータに指示値として入力され、コンピュータによって加工経路を演算して工作機械の NC にオンライン又はオフラインで入力されるが、このパートプログラム自体は外為令別表中解釈において除外されている。

7.貨物等省令第 18 条第 2 項第三号に該当する技術

貨物等省令第 18 条第 2 項第一号及び第二号のプログラムの設計技術

8.貨物等省令第 18 条第 3 項第一号に該当するプログラム

5 軸輪郭制御が可能な CNC プログラムのうち 5 軸輪郭制御を司るプログラム。

※なお、マシンインターフェース用プログラムは数値制御装置を機能させるプログラムだが、同時輪郭制御プログラムではないため非該当である。

9.貨物等省令第 18 条第 3 項第二号に該当する技術

パートプログラムの準備又は修正を行うためのオペレータとの対話画面のコンピュータグラフィックスに係る設計技術（自動プロなどの対話画面の設計仕様書や設計計画書）

※実際には、市販されている汎用技術であり、公知となっている。また、ソースは該当するものの、社外秘扱いとなっており、海外への提供は行われな
い。

10.貨物等省令第 18 条第 3 項第三号に該当する技術

設計データ（加工物の外形図面のようなデータ）からマシンプログラム（加工プログラム）に相当するものを作り出す技術。数値制御装置の中で CAM プログラムを実現する技術（即ち CAM の設計技術）。

※数値制御装置メーカーの社外秘となっており、海外への提供は行われな
い。

11.貨物等省令第 18 条第 3 項第四号に該当する技術

技術又は技能専門家（エキスパート）の意思決定を支援・模倣（エミュレー
ート）する AI システムを CNC に組み込むためのプログラムの設計技術

以上